

別紙４ 機能要件仕様書

要件種別については、以下のとおり取り扱うものとする。
必須機能：必ず実現しなければならない要件
任意機能：必ず実現しなければならない要件ではないが、加点の対象とする機能

要件定義				必須 機能	任意 機能	
機能分類体系			要件			
大項目	中項目	小項目				
■基本要件						
共通事項	サービス提供環境	機器環境	以下の環境下において、システムを利用できること。 ----- 【個人番号利用系端末又はLGWAN系端末】 ・対応機器：Windowsパソコン ・対応OS：Windows11 Pro 64bit ・対応ブラウザ：Microsoft Edge	○		
		データ管理	デバイス内には情報は保有せず、サーバー又はサービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。※ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合は除く。 また、利用しているデータセンターは国内のデータセンターとし、日本の法律が適用されること。 バックアップについては、実際のシステム操作を完全に分離した状態で行うこと。また、保存するデータが消失しないようバックアップは、1日に1回以上保存し、世代管理を実施すること。	○		
			デザイン・操作性	デザイン 表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいデザインであること。 操作性 業務担当事務職職員にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であることを示す。	○ ○	
	情報セキュリティ	認証資格	ISMS認証（ISO/IEC27001又はJIS Q 27001）の認証を取得していること。	○		
		個人情報・情報セキュリティの遵守	個人情報保護法および奥州市情報セキュリティポリシーを遵守すること。	○		
		システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要なログ情報を取得すること。	○		
		アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログを取得すること。	○		
		不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないよう対策を講じること。	○		
			システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	○		
		その他セキュリティ対策	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。 将来的なシステム移行等に備え、保持するデータについては政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠するなど標準的なデータモデルに沿った形にすること。	○	○	
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、契約終了後にデータを抽出できること。	○		
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供・抽出ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。	○		
	利用規約等	プライバシーポリシー	プライバシーポリシーを表示すること。	○		
	関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に関係する関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。	○		
	資格管理	管理側アカウント管理	アカウント設定方法・認証方法	ID/パスワードでログインできること。 特定の権限のある職員は、パスワードを変更・リセット等できること。	○ ○	
			アクセス制御	職員アカウント単位に、以下のような権限の設定ができること。 承認権限、更新権限、閲覧権限、機能ごとの使用可否設定（登降園時刻変更のみ使用可等） など 職員の権限設定は、特定の権限を持つアカウントからのみ行えること。	○ ○	
■類型毎に異なる機能要件						
システム機能要件		全般	操作方法・FAQ	契約時点で最新の操作マニュアル及びFAQを提供すること。 システム改修した都度遅滞なく操作マニュアル及びFAQを提供すること。	○ ○	

要件定義				必須 機能	任意 機能		
機能分類体系			要件				
大項目	中項目	小項目					
		その他	自治体情報システムの標準化・共通化の移行に対応できるシステムであること。	○			
			自治体情報システムの標準化・共通化に移行する際にシステムのカスタムが必要な場合は無償で行うこと。	○			
	通知	トップメニューでの通知	トップメニューで新着表示ができること(お知らせ表示や未処理の作業の明示など)。		○		
基本事項	システム動作	ー	農地法第52条の2に定められた事項の管理ができること。	○			
			帳票等を印刷する前にプレビュー機能を有すること。	○			
			権利移動履歴の管理ができ、閲覧が可能であること。	○			
			権利移動等処理を行った日時、移動事由が管理できること。	○			
			権利移動等処理を行った担当職員が管理できること。		○		
			法令等改正によりシステムの改修が必要な場合は、無償若しくは保守の範囲内で対応すること。	○			
	データバックアップ	ー	データのバックアップができること。	○			
			自動バックアップ機能を有すること。		○		
			バックアップデータを複数保存できること。	○			
			バックアップしたデータを反映することができること。	○			
データ連携	連携等機能	住民基本情報	取り込み、更新、削除ができること。	○			
			突合処理を行い、結果を出力できること。	○			
		固定資産税台帳情報（土地）	取り込み、更新、削除ができること。	○			
			突合処理を行い、結果を出力できること。	○			
		農業委員会サポートシステム	データ連携用住民基本情報データのCSV出力ができること。		○		
			データ連携用固定資産税土地情報データのCSV出力ができること。		○		
		データ連携用一括更新補正の各データのCSV出力ができること。	○				
	基本概要		受付から許可までを一連の流れで処理し、議案書、許可書等が作成できるものとし農地法等各種法令に準拠していること。		○		
			各種マスタコード、マスタ項目等の追加が容易にできるものであること。	○			
			農業者年金管理項目については、経営移譲年金受給権者カードに記載されている全ての項目（年金記号番号、経営移譲終了日、裁定年月日、受給権発生年月日、特定配偶者加算の有無、処分状況面積（所有権移転、使用収益権設定、移転、消滅、自留地）、支給停止記録、等）について管理できること。		○		
			農林水産省が配布している『農地の権利移動・貸借等調査システム』の必要な項目をについて、農地台帳システムの入力項目からデータ転送できる機能を有すること。	○			
			確実に操作できるよう、入力必須項目、入力任意項目、入力不可項目について、視覚的に区別できること。また、入力が不完全な場合等には処理を続行できないようエラー検出機能を有すること。	○			
			農地所有者が共有の場合、構成員、持分を管理できること。		○		
			未許可議案や許可済み議案件数などを確認可能な機能を備えていること。	○			
			所有者氏名等が長く、画面表示文字数を超える場合でも、内容が参照できること。		○		
			基本機能	農家世帯員管理	農家世帯員の管理は、基本情報、農業者年金とし、管理項目は以下の項目を最低限満たすものであること。		
					・氏名（カナ、漢字）、性別、生年月日、続柄、住所、郵便番号、市町村コード、字名（大字、小字）、農家組合名、選挙区、専業・兼業形態、従事日数、従事程度、贈与相続納税猶予年月日、選挙資格、行政区、後継判定、選挙区コード、認定農業者判定・認定日、非住民区分、世帯内順位	○	
	世帯員の管理は、住民基本台帳の個人番号と同一番号で管理できるものであること。	○					
	住民基本台帳は複数世帯であっても、農地基本台帳では1世帯として管理できるものであること。	○					
	世帯員の更新作業（登録、修正、削除）は1件毎に処理できること。	○					
	世帯員の照会画面から、経営者、世帯構成、農業者年金、経営農地一覧、各種移動画面に遷移できること。				○		
	住居表示や町名コードの変更、追加、更新を容易に行えること。	○					
	農家経営者の管理	農家経営者の管理は、農家区分、営農状況、経営意向とし、管理項目は以下の項目を最低限満たすものであること。					
		・経営者氏名（カナ、漢字）、電話番号、行政区、町字名、農家組合名、農業生産法人、専業・兼業形態、経営種別、農事後継、経営意向、経営計画・経営改善計画、所有農機具種別・台数、施設棟数・面積、家畜種別・頭数、任意項目、日付管理、販売順位			○		
		農家世帯の管理は、住民基本台帳の世帯番号と同一番号で管理できるものであること。			○		
		住民基本台帳では別世帯であっても、農地基本台帳では1世帯として管理できるものであること。		○			
		農家世帯の更新作業（登録、修正、削除）は1件毎に処理できること。		○			

機能分類体系			要件定義	必須機能	任意機能
大項目	中項目	小項目	要件		
			農家経営者の照会画面から、世帯員、世帯構成、営農状況、経営農地一覧、受付処理画面、各種移動画面に遷移できること。		○
			農家世帯毎に発行した証明書の履歴管理ができること。		○
			法人登録ができ、構成員が登録できること。		○
			法人構成員には役職を登録できること。		○
		農地の管理	農地の管理は、地目（登記、現況）、農振情報、属性情報、遊休農地対策、異動履歴とし、管理項目は下記に示すものを最低限とする。 ▽市町村コード、字名（大字、小字）、地番、地目（登記、課税、現況）、面積（登記、課税、現況）、所有者情報（氏名、住所）、耕作者情報（氏名、住所）、登記情報（異動事由、異動年月日）、各種区分（都市計画法、農振法、農用地、地域計画、土地改良、圃場整備）、納税猶予（区分、猶予年月日）、特定処分地区区分、流動化意向、利用状況調査情報（区分、調査年月日、結果、農地の状態、利用状況、調査委員）、仮登記年月日、仮登記人、指導状況、催告状況、任意項目	○	
			固定資産税台帳と同一の所在地（字コード、地番）で管理できるものであること。	○	
			農地台帳で独自の地番を管理できること。	○	
			農地の更新作業（登録、修正、削除）は1件毎に処理できること。	○	
			農地の更新、修正については、任意条件での抽出により、任意の項目を複数筆同時に更新できること。	○	
			農地の管理画面から、世帯員、経営者、世帯構成、受付処理画面、各種移動画面に遷移できること。		○
			分筆・合筆等の登記移動ができること。分筆・合筆処理については、農地一覧から分筆・合筆処理する該当農地を選択し、一括分筆・合筆処理ができるものとし、元地番削除及び面積自動計算ができること。また、登記移動した場合、自動で履歴の管理項目としては上記項目を必要最低限とする。	○	
			共有農地（共有者）の管理ができるものとする。		○
			相続届出の申請管理ができるものとする。権利事由に対応するコードを持たせるとともに、議案の作成もできること。		○
			遊休農地（農地利用状況、措置状況）の管理ができること。また、関連帳票の作成ができること。	○	
			作業委託及び委託先情報の登録及び管理ができること。		○
			過去の履歴登録及び修正ができること。	○	
			市内全域の農地を大字・小字コード毎に地目別面積、筆数集計ができ、画面で参照ができること。集計面積、筆数の内訳として、市街化、市街化調整、生産緑地、特定処分、納税猶予、農振対象農地別に表示できること。また帳票として出力できること。	○	
			各種帳票出力時に農地（1筆毎）を帳票に「表示する」「表示しない」が選択できること。		○
			農地台帳の更新については、原則として議案書の許可により筆の異動処理ができること。ただし、農地の異動履歴を無制限に保存可能とし、農地法第4・5条の許可により地目の自動更新ができること。	○	
			申請書の登録時に各種法令によるエラーチェック機能を有すること。	○	
			議案書作成の際、複数の譲渡人及び譲受人に対応した作成ができること。	○	
			部分転用等に対応し、内筆管理ができること。	○	
			区画整理、圃場整備等に伴う換地入力ができること。	○	
			農地基本台帳の更新については、原則として許可異動・登記異動がある場合、自動的に履歴を作成し、無制限に保存できること。	○	
			異動履歴については、関係する履歴情報に展開できること。		○
			職員により、任意で抽出した農地に対して、任意項目を一括更新できること。	○	
		受付の管理	受付の管理項目は、対象年月、土地異動事由、権利異動事由、整理番号、受付番号、所在地コード、受付年月日、申請年月日、進達年月日、許可年月日、指令番号、面積（登記、現況、課税）、地目（登記、現況、課税）を最低限とし、農地情報も管理できること。	○	
			受付（申請）の更新（登録、修正、削除）については、所有者で名寄せした農地一覧から当該農地を選択（複数選択可）することにより、一括更新ができること。	○	
			許可の更新（登録、修正、削除）については、1件毎の更新及び同一議案受付番号による複数県の一括更新ができること。	○	
			受付から許可までを一連の流れとして処理し、議案書、進達書、許可書、受付許可簿が作成できること。	○	
			許可異動した場合、自動で履歴を作成すること。履歴の管理項目として上記項目を必要最低限とする。	○	
			許可した情報が、登記情報以外の全ての関連マスタに自動更新されること。	○	

要件定義				必須 機能	任意 機能	
機能分類体系			要件			
大項目	中項目	小項目				
			受付処理時に納税猶予、特定処分対象農地等を選択した場合、警告メッセージを表示できること。		○	
			受付処理中に借受人等の個人情報が存在しなかった場合、処理の途中でであっても世帯員登録できるものとする。		○	
			議案の対象年月日、整理番号、受付番号を修正できること。	○		
			賃借権の議案については、複数案件を一括で許可処理できること。		○	
		検索機能	世帯員の検索の条件項目として、下記に示すものを最低限満たすものとする。 ▽氏名、住所、住民区分、経営者区分、認定農業者区分、法人区分、農家世帯コード、住基世帯コード、生年月日、性別、続柄、電話番号、農地所有者、農地耕作者	○		
			農地の検索の条件項目として、下記に示すものを最低限満たすものとする。 ▽所在地、所有者、耕作者、農振地域区分、都市計画区分、権利種別、権利事由、最終異動内容、登記事由、許可年月日、公告日、農地の状態、納税猶予、特定処分を最低限満たすものとする。	○		
			農地履歴の検索の条件項目として、下記に示すものを最低限満たすものとする。 ▽所在地、所有者、耕作者、農振地域区分、都市計画区分、権利種別、権利事由、最終異動内容、登記事由、許可年月日、公告日、農地の状態、納税猶予、特定処分を最低限満たすものとする。	○		
			議案の検索の条件項目として、下記に示すものを最低限満たすものとする。 ▽対象年月日、所在地、権利異動事由、許可判定、所有者、貸渡人、借受人、受付年月日、許可年月日、公告日、転用目的を最低限満たすものとする。	○		
			漢字検索及びカナ検索ができること。	○		
			検索履歴を保持し、再利用できるものとする。		○	
			検索結果をCSV形式等で抽出できること。		○	
			世帯員、農地毎に直前の検索条件を記憶し、条件を再入力することなく表示できること。		○	
			出力機能（Excel 又はCSVデータ及 び帳票で出力）	帳票の出力には印刷レイアウトが画面上に表示でき、印刷前に確認できること。		○
				農地台帳が出力できること。	○	
		利用権設定通知書（所有者）（耕作者）が出力できること。（各種）		○		
		利用権終期通知書（所有者）（耕作者）が出力できること。（各種）		○		
		利用権終期一覧表が出力できること。（各種）		○		
		宛名ラベルが出力できること。			○	
		旧農業経営基盤強化促進法による契約満了処理、確認表が出力できること。			○	
		耕作面積証明書が出力できること。		○		
		耕作証明書が出力できること。		○		
		農地証明書が出力できること。			○	
		非農地証明書が出力できること。			○	
		交付済証明書が出力できること。（各種）			○	
		農地法第3条議案書が出力できること。		○		
		農地法第3条の3議案書が出力できること。		○		
		農地法第3条の3受理通知書が出力できること。		○		
		農地法第4条議案書が出力できること。		○		
		農地法第4条許可取消議案書が出力できること。			○	
		農地法第5条議案書が出力できること。		○		
		農地法第5条許可取消議案書が出力できること。			○	
		農地法第18条第6項議案書が出力できること。		○		
		農用地利用集積等促進計画議案書が出力できること。		○		
		農用地利用集積計画議案書が出力できること。			○	
		競売適格証明議案書が出力できること。			○	
		相続税納税猶予証明議案書が出力できること。			○	
		贈与税納税猶予証明議案書が出力できること。			○	
		非農地決定議案書が出力できること。			○	
		農地法第3条許可簿が出力できること。			○	
		農地法第4条許可簿が出力できること。			○	
		農地法第5条許可簿が出力できること。			○	
		農地法第4条意見書が出力できること。			○	
		農地法第5条意見書が出力できること。			○	
		農地法第4条送付書が出力できること。			○	
		農地法第5条送付書が出力できること。			○	

要件定義				必須 機能	任意 機能
機能分類体系			要件		
大項目	中項目	小項目			
			申請等受付簿が出力できること。（各種）		○
			各種面積集計が出力できること。	○	
			指導通知書が出力できること。		○
			遊休農地通知書が出力できること。		○
			利用状況調査票が出力できること。		○
			窓口公表用帳票が出力できること。	○	
			農地台帳記録事項要約書が出力できること。	○	
			利用意向調査票が出力できること。		○
			意向表明内容通知書が出力できること。		○
			勧告通知書が出力できること。		○
			遊休農地台帳が出力できること。		○
			各種議案書・意見書・許可書・許可簿・証明書はExcel形式等のデータ出力が奥州市の指定したフォーマットで出力できること。		○
			農業者年金管理項目について出力できること。		○
			50 a（アール）以上の耕作者データについて出力できること。		○
		異動処理	データ更新方法のマニュアルを提供し、マニュアルに掲載されていない事案が発生した場合はサポートを提供すること。	○	
			農地、所有者、耕作者等の更新作業を行った際、各種エラーリスト等の出力が可能であること（更新、アンマッチ等）。また、CSV出力が可能なこと。	○	
			農地データ更新時に、固定資産税マスタに存在しなくなった農地データを自動削除できること。	○	